

# 中山間地域

## 制度の概要

区分	根拠法等	指定基準等	施策の方向性
中山間地域	広島県中山間地域振興条例 (制定年月日) 平成25年10月10日条例第44号  (目的) 中山間地域の振興に関し、県及び県民の役割を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで持続可能な中山間地域を実現する。	次のいずれかに該当する地域 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域 2 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域 3 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三条第一項（同法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第四十一条第一項及び第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）	1 県民の自主的かつ主体的な地域づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくりの意識の醸成</li> <li>地域づくりの促進</li> </ul> 2 産業の振興等による雇用機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>持続的な雇用を創出する産業の振興</li> <li>産業を担う人材の確保</li> </ul> 3 日常生活を支える機能の確保等による定住の促進に必要な環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な暮らしづくり</li> <li>豊かな暮らしづくり</li> </ul> 4 多様な主体の交流及び連携による地域づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域と外部等との交流と連携</li> <li>新たな担い手の確保</li> </ul>

(地域政策局 中山間地域振興課)

## 中山間地域一覧

現市町名	旧市町名	
広島市	旧広島市	うち、旧白木町（旧有保村、志屋村、高南村、三田村の区域）、旧熊野跡村（旧熊野跡村の区域）、旧五日市町（旧河内村の区域）、旧可部町（旧大林村の区域）、旧高陽町（旧狩小川村の区域）、旧戸山村、旧久地村、旧小河内村の区域、似島
	旧湯来町	全域
呉市	旧呉市	うち、情島
	旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町	全域
竹原市	—	うち、旧賀永村、旧田万里村の区域
三原市	旧三原市	うち、佐木島、小佐木島
	旧大和町、旧久井町	全域
尾道市	旧尾道市	うち、百島、加島
	旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町	全域
福山市	旧福山市	うち、走島、宇治島
	旧内海町	全域
府中市	全域	
三次市	全域	
庄原市	全域	
大竹市	—	うち、旧栗谷村の区域、阿多田島、猪子島
東広島市	旧福富町、旧豊栄町、旧河内町	全域
廿日市市	旧佐伯町、旧吉和村、旧宮島町	全域
安芸高田市	全域	
江田島市	全域	
安芸太田町	全域	
北広島町	全域	
大崎上島町	全域	
世羅町	全域	
神石高原町	全域	

※旧内海町、旧福富町、旧豊栄町（吉川村及び上山村の区域を除く。）及び旧河内町（戸野村及び豊田村の区域を除く。）については、令和8年度までの経過措置